

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月4日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第14号

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合情報管理運用規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合情報管理運用規則（平成26年北上地区消防組合規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 管理組織（第5条－<u>第9条</u>）</p> <p>第3章 個人情報等の取扱い（<u>第10条－第15条</u>）</p> <p>第4章 <u>電子情報の保護（第16条－第18条）</u></p> <p>第5章 雑則（<u>第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、北上地区消防組合情報公開条例（平成26年北上地区消防組合条例第5号。以下「情報公開条例」という。）<u>及び北上地区消防組合個人情報保護条例（平成26年北上地区消防組合条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に規定する情報の管理<u>及び運用</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 管理組織（第5条－<u>第10条</u>）</p> <p>第3章 個人情報等の取扱い（<u>第11条－第18条</u>）</p> <p>第4章 <u>情報セキュリティ対策（第19条）</u></p> <p>第5章 雑則（<u>第20条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）</u>、<u>北上地区消防組合議会個人情報保護条例（令和5年北上地区消防組合条例第7号。以下「議会条例」という。）</u>及び北上地区消防組合情報公開条例（平成26年北上地区消防組合条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に規定する情報の管理運用<u>並びに情報セキュリティ対策（情報セキュリティに必要な措置を講じること</u>をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) [略]
- (3) 不開示情報 情報公開条例第7条各号（各号のただし書きを除く。）
- (4) 個人情報 個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。
- (5) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。
- (6) 個人情報ファイル 個人情報保護条例第2条第6号に規定する個人情報ファイルをいう。
- (7) 電気情報通信網 複数の電子計算機を通信回線で接続し、相互に情報を伝送及び共同利用する通信網をいう。
- (8) 庁内電子情報通信網 電子情報通信網のうち、消防組合の組織及び職員間を相互に接続するものをいう。
- (9) ソフトウェア 電子計算機を動作させる手段・命令で、電子計算機が理解できる形式で記述したものをいう。
- (10) 情報システム 電子計算機、電子計算機の周辺機器、電子情報通信網及びそれを運用するためのソフトウェアの体系をいう。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) [略]
- (3) 不開示情報 情報公開条例第7条各号（各号のただし書きを除く。）
- (4) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (5) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (6) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (7) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (8) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (9) 情報資産 次に掲げるものをいう。
ア 情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
イ 情報システムで取り扱う情報及び行政文書
- (10) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者のみが当該情報にアクセスできる状態が確保されていることをいう。
- (11) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状

(実施機関の責務)

第3条 [略]

2 実施機関は、個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益の侵害の防止に万全を期さなければならない。

3 [略]

4 実施機関は、行政文書の取扱いに当たって、庁内共有を原則とし、事務処理の効率化を図り、住民サービスの向上に寄与する取扱いをしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、組合の保有する情報を取り扱うときは、条例、規則及び法令等を遵守しなければならない。

2・3 [略]

4 職員は、行政文書を職務遂行上必要な場合を除き、外部に持ち出し、又は送信等してはならない。

(最高情報統括責任者等)

第5条 この規則に基づき、組合が保有する情報の管理及び運用の統括を行わせるため、最高情報統括責任者を置き、副管理者をもって充てる。

態が確保されていることをいう。

(12) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要な時に中断されることなく当該情報にアクセスできる状態が確保されていることをいう。

(13) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 [略]

2 実施機関は、法に基づき、個人の権利利益の侵害の防止に万全を期さなければならない。

3 [略]

4 実施機関は、行政文書の取扱いに当たって、組織内共有を原則とし、事務処理の効率化を図り、住民サービスの向上に寄与する取扱いをしなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、組合の保有する情報を取り扱うときは、条例、規則、法令等を遵守しなければならない。

2・3 [略]

4 職員は、行政文書を職務遂行上必要な場合を除き、外部に持ち出し、送信等してはならない。

(最高情報統括責任者等)

第5条 この規則に基づき、組合が保有する情報の管理運用及び情報セキュリティ対策の統括を行わせるため、最高情報統括責任者を置き、副管理者をもって充てる。

- 2 最高情報統括責任者の職務を補佐し、行政文書及び電子情報の取扱いを管理するため、情報統括管理者を置き、組合事務局長をもって充てる。
- 3 情報統括管理者の指示により、行政文書、電子情報の取扱い及び情報システムの管理及び運用に関し必要な事務を行わせるため、情報管理者を置き、消防本部総務課長をもって充てる。
- 4 各実施機関の保有する情報を管理するため、部局内管理運用責任者を置き、部局等の長（消防本部消防長及び実施機関の事務局長をいう。）をもって充てる。

(最高情報統括責任者の職務)

第6条 最高情報統括責任者は、次に定める職務を行う。

(1) [略]

- 2 最高情報統括責任者の職務を補佐するため、最高情報統括副責任者を置き、組合事務局長をもって充てる。
- 3 最高情報統括責任者の指示により、行政文書及び情報システムの管理運用並びに情報セキュリティ対策の実施に関し必要な事務を行わせるため、情報統括責任者を置き、消防本部総務課長をもって充てる。
- 4 各実施機関の保有する情報を総合的に管理するとともに、部局（実施機関の事務局、出納室及び消防本部をいう。以下同じ。）内の情報システム等の管理運用並びに情報セキュリティ対策を統括させるため、情報管理運用責任者を置き、部局等の長（実施機関の事務局長、会計管理者及び消防本部消防長をいう。）をもってそれぞれ充てる。
- 5 情報管理運用責任者の指示により、課等（実施機関の事務局、出納室、消防本部の課及び消防署をいう。以下同じ。）が保有する情報を総合的に管理するとともに、課等の情報システム等の管理運用並びに情報セキュリティ対策を統括させるため、情報管理者を置き、課等の長（組合事務局主幹、出納室主幹、議会事務局次長、監査委員事務局次長、消防本部の課長及び消防署長をいう。）をもってそれぞれ充てる。

(最高情報統括責任者の職務)

第6条 最高情報統括責任者は、次に定める職務を行う。

(1) [略]

(2) 組合における個人情報及び不開示情報の保護対策の総括を行うこと。

(3) その他組合の情報管理及び運用方法の総括を行うこと。

(情報統括管理者の職務)

第7条 情報統括管理者は、情報の取扱いについて、実施機関及び職員に対し、研修及び訓練並びに指導を行うとともに、最高情報統括責任者の指示により行政文書及び電子情報の管理及び運用の計画を立案する。

2 情報統括管理者は、最高統括責任者が不在のときは、その職務を代理する。

(情報管理者の職務)

第8条 情報管理者は、情報統括管理者の指示により、次に掲げる事務を行う。

(1)・(2) [略]

(3) 電子計算機及び電子情報通信網の設定、運用及び管理に関すること。

(2) 行政文書及び情報システムの管理運用並びに情報セキュリティ対策の総括を行うこと。

(3) その他組合の情報資産の管理及び運用方法の総括を行うこと。

(最高情報統括副管理者の職務)

第7条 最高情報統括副責任者は、最高情報統括責任者が行う事務を補佐するものとし、最高情報統括責任者が不在のときは、その職務を代理する。

(情報統括責任者の職務)

第8条 情報統括責任者は、最高情報統括責任者及び最高情報統括副責任者の指示により、次に掲げる事務を行う。

(1)・(2) [略]

(3) 組合が運用する全ての情報システム等の開発、設定、運用、見直し等に関すること。

(4) 情報管理運用責任者その他の職員に対する情報セキュリティ対策に関する指導及び助言に関すること。

(5) 組合の保有する情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はその侵害のおそれがある場合に実施するセキュリティ対策の実施に関すること。

(6) 組合の共通的な情報システム等の管理及び運用に関すること。

(部局内管理運用責任者の職務)

第9条 部局内管理運用責任者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) [略]
- (2) 個人情報保護条例に規定する個人情報の取扱いに関すること。
- (3) 個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の承認に関すること。
- (4) 電子情報の取扱いに関すること。

(個人情報の収集)

第10条 実施機関は、個人情報保護条例第4条第2項の規定により本人から直接に個人情報を収集する場合には、次に掲げる事項を口頭又は書面によって通知し、本人の同意を得なければならない。

(情報管理運用責任者の職務)

第9条 情報管理運用責任者は、所管する部局における次に掲げる事務を行う。

- (1) [略]
- (2) 法に規定する個人情報の取扱いに関すること。
- (3) 法に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の承認に関すること。
- (4) 所管する情報資産に係る管理運用、統括及び承認に関すること。
- (5) 情報セキュリティの侵害が発生した場合又はそのおそれがある場合における措置の実施に関すること。

(情報管理者の職務)

第10条 情報管理者は、所管する課等における情報セキュリティ対策に関する次に掲げる事務を行う。

- (1) 所管する情報資産に係る管理運用、統括及び承認に関すること。
- (2) 情報セキュリティの侵害が発生した場合又はそのおそれがある場合における措置の実施に関すること。

(個人情報の収集)

第11条 実施機関は、法第62条の規定により本人から直接に個人情報を収集する場合には、次に掲げる事項を口頭又は書面によって通知し、本人に明示しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 収集目的
- (3) 個人情報保護条例に基づき保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を要求することができるものであること。
- (4) [略]

(外部への提供)

第11条 実施機関は、当該実施機関の事務に係る個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供するときは、次の各号に掲げる事項を規定した契約を締結しなければならない。

- (1) 個人情報の内容及び使用目的に関する事項
- (2) 個人情報の提供方法及び提供期間に関する事項
- (3) 個人情報の秘密の保持に関する事項
- (4) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の複写の禁止又は制限に関する事項
- (6) 事故発生時における報告に関する事項

- (1) [略]
- (2) 利用目的
- (3) 法に基づき保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を要求することができるものであること。
- (4) [略]

(他の事務に係る個人情報の利用)

第12条 実施機関は、自己の所有する事務の処理のために、他の実施機関の保有個人情報を利用するときは、あらかじめ、当該実施機関の承認を受けなければならない。

2 実施機関内部の課等を越えて保有個人情報を利用するときは、当該保有個人情報を所管する情報管理運用責任者が承認するものとする。

(外部への提供)

第13条 実施機関は、前条の規定により承認を受けて利用する他の実施機関の事務に係る保有個人情報を他の実施機関以外の者に提供するときは、あらかじめ当該事務を所管する実施機関の承認を受けなければならない。

(7) 個人情報の保管、廃棄、返却等に関する事項

(8) 前各号に掲げる事項に違反した場合の措置に関する事項

(9) その他個人情報の保護に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を締結することを要しない。

(1) 個人情報保護条例第5条第2項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する場合

(2) 広聴広報業務の一環として、広く市民に情報を提供する場合

(個人情報の保護対策)

第12条 実施機関は、不必要若しくは権限無き閲覧、第三者への不当な開示又は盗聴等による個人情報の漏えいを防ぐため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

2 実施機関は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定に基づき当該実施機関以外の者（組合の実施機関を除く。）に保有する個人情報を提供するときは、次に掲げる事項を規定した書面を取り交わすものとする。

(1) 個人情報の内容及び使用目的に関する事項

(2) 個人情報の提供方法及び提供期間に関する事項

(3) 個人情報の秘密に関する事項

(4) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項

(5) 個人情報の複製の禁止又は制限に関する事項

(6) 事故発生時における報告に関する事項

(7) 個人情報の保管、廃棄、返却等に関する事項

(8) 前各号に掲げる事項に違反した場合の措置に関する事項

(9) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(個人情報の保護対策)

第14条 実施機関は、不必要な若しくは権限無き閲覧、第三者への不当な開示又は盗聴等による個人情報の漏えいを防ぐため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 個人情報を電子情報通信網上で送受信する場合に、電子情報通信網上での盗聴若しくは盗み見又は送信先の誤り等による情報の漏えいを防ぐための必要な措置

(5)・(6) [略]

(事務処理の委託に係る義務)

第13条 個人情報保護条例第10条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に対する実施機関の措置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 事務受託者が法令並びに契約書を遵守するよう指揮監督し、必要に応じて事務の履行状況を実地において確認すること。

(3) 事務受託者に事務の処理の再委託を認めるときは、情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。

(4) 事務受託者に事務の処理の再委託を認めるときは、再委託を受けた者についても当該事務受託者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。

2 実施機関は、事務受託者に個人情報を取り扱う事務の処

(1)～(3) [略]

(4) 個人情報をネットワーク上で送受信する場合に、ネットワーク上での盗聴若しくは盗み見又は送信先の誤り等による情報の漏えいを防ぐために必要な措置

(5)・(6) [略]

(事務処理の委託に係る義務)

第15条 法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による個人情報の取扱いの委託を受けた者（以下「業務受託者」という。）に対する実施機関の措置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 業務受託者が業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者及び業務に従事する者を定め、書面により実施機関に報告をさせること。

(3) 業務受託者が法令及び契約書を遵守するよう指揮監督し、必要に応じて業務の履行状況を実地において確認すること。

(4) 業務受託者に業務の再委託を認めるときは、個人情報の保護及び管理に関し優れた者を選定するよう指示すること。

(5) 業務受託者に業務の再委託を認めるときは、再委託を受けた者についても当該業務受託者と同等の保護対策を講じさせなければならない旨を指示すること。

2 実施機関は、業務受託者に個人情報を取り扱う業務を委

理を委託するときは、契約書に次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

3 実施機関は、再委託を認めるときは、前項に定めるもののほか、再委託を受けた者が個人情報の取扱いに関し事務受託者と同一の事項を遵守しなければならない旨を契約書に規定しなければならない。

託するときは、契約書に次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 個人情報の秘密保持に関する事項

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(8) [略]

(9) 実地調査に関する事項

(10) [略]

3 実施機関は、再委託を認めるときは、前項に定めるもののほか、再委託を受けた者が個人情報の取扱いに関し業務受託者と同一の事項を遵守しなければならない旨を契約書に規定しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により業務受託者が取り扱う個人情報は、委託する業務に必要な範囲で最小限にするものとし、必要に応じて、特定の個人を識別できる記載の全部又は一部を削除する等の措置を講じなければならない。

5 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を法第67条に規定する派遣労働者に行わせる場合には、同条に規定する個人情報の取扱いに関する事項を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法

(情報公開条例の不開示情報の取扱い)

第14条 実施機関は、不開示情報を取り扱うときは、第11条から前条までの規定による取扱いの例によらなければならない。

(個人情報ファイル)

第15条 個人情報保護条例第11条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の開始年月日
- (2) 個人情報の保存期間
- (3) 個人情報の保有根拠
- (4) 個人情報の本人公開の可否
- (5) 変更年月日及び変更理由（変更の届出に限る。）

2 個人情報保護条例第11条第1項に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書兼目録により行うものとする。

- (1) 新たに個人情報ファイルを保有しようとするとき 個人情報ファイル届出書兼目録（様式第1号）
- (2) 届け出た個人情報ファイルの事項を変更しようとするとき 個人情報ファイル変更届出書兼目録（様式第2号）

律第88号）第26条に規定する労働者派遣契約において定めなければならない。

(情報公開条例の不開示情報の取扱い)

第16条 実施機関は、不開示情報を取り扱うときは、第12条から前条までの規定による取扱いの例によらなければならない。

(個人情報ファイル簿)

第17条 法第75条の個人情報ファイル簿は、別記様式による

ものとする。

2 情報管理者は、所管する前項の個人情報ファイル簿を備えて、保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について確認しなければならない。

(議会の適用における読替え)

第18条 実施機関が議会の場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第3条 第2項</u>	<u>法</u>	<u>議会条例</u>
<u>第9条 第2号 及び第 3号</u>	<u>法</u>	<u>議会条例</u>
<u>第11条</u>	<u>法第62条</u>	<u>議会条例第5条</u>
	<u>法に基づき</u>	<u>議会条例に基づき</u>
<u>第13条 第2項</u>	<u>法第69条第2項第3 号又は第4号</u>	<u>議会条例第12条第2項第 3号又は第4号</u>
<u>第15条 第1項</u>	<u>法第66条第2項にお いて準用する同条第 1項</u>	<u>議会条例第9条第2項に おいて準用する同条第1 項</u>
<u>第15条 第5項</u>	<u>法第67条</u>	<u>議会条例第10条</u>
<u>第17条</u>	<u>法第75条</u>	<u>議会条例第17条</u>

第4章 電子情報の保護

(電子情報の保護対策)

第16条 実施機関は、電子情報の保護及び管理を適切に実施していくため、電子情報の特性に応じた保護対策を適切に講じなければならない。

2 実施機関は、職員に対し、電子情報の保護及び管理に関する研修を実施しなければならない。

3 実施機関は、電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、情報システム及び電子情報通信網の開発及び構築並びに保守及び運用を行うに当たっては、取り扱う電子情報について、秘密が漏れることがなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう、必要な措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス及び不正アクセス対策)

第17条 実施機関は、電子情報通信網、情報システム、電子計算機等へのコンピュータウイルス（コンピュータウイルス対策基準（平成7年通商産業省告示第429号）に規定するコンピュータウイルスをいう。）その他の不正なソフトウェア（コンピュータ不正アクセス対策基準（平成8年通

第1項		
-----	--	--

第4章 情報セキュリティ対策

(情報セキュリティ対策の実施)

第19条 実施機関は、情報資産を保護するため、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

2 実施機関は、情報セキュリティ対策を実施するための基本方針、具体的な遵守基準及び判断基準並びに情報セキュリティ対策に必要な措置の実施手順を定めるものとする。

商産業省告示第362号)に規定するソフトウェアをいう。
)の侵入及び感染を防止するため、必要な措置を講じなければならぬ。

2 実施機関は、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するため、必要な措置を講じなければならぬ。

（緊急事態への対応）

第18条 情報管理者は、実施機関の電子情報通信網に接続する外部の電子情報通信網に緊急の事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに、外部の電子情報通信網から庁内電子情報通信網を切断しなければならない。

。

2 情報管理者は、前項の切断をしたときは、最高情報統括責任者に報告するものとする。

（補則）

第19条 [略]

（補則）

第20条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を別記様式とし、次のように改める。

別記様式（第17条関係）

個人情報ファイル簿

整理番号	
個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
所掌する部課等の名称	
利用目的	
記録項目	
記録範囲	
収集方法	
要配慮個人情報の有無	
経常的提供先	
開示請求等を受ける組織の名称 及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当す るファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
摘要	

様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に個人情報の取扱いの委託を受けているものに係るこの規則による改正後の第15条の規定は、この規則の施行の日以後の個人情報の取扱いについて適用する。